

# 彩の国環境大学設置要綱

## (設置)

第1条 県は、県民が人間の活動と環境の関わりについて、理解を深め、環境に配慮したライフスタイルや社会経済システムを確立していくために、環境学習の機会を提供するとともに、埼玉県環境基本条例の理念に基づく循環型社会の構築に向けて自発的な活動を行う人材を養成(育成)することを目的として、彩の国環境大学(以下「大学」という。)を設置する。

## (講座内容等)

第2条 大学には、次の2課程を設ける。

- (1) 基礎課程 環境問題全般について基礎的な知識を得るためのものとする。
- (2) 実践課程 地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを養成するためのものとする。

## (受講資格)

第3条 大学の受講生は、県内に在住又は在勤、在学する18歳以上の者で、将来的に地域で率先して環境保全活動を行う意識の高い者とする。

## (申込)

第4条 受講生は公募とする。

- 2 申込者が定員を超えた場合は、抽選により受講生を決定する。
- 3 募集方法は別に定める「募集要項」による。

## (受講料)

第5条 受講料は、無料とする。

## (聴講生)

第6条 受講生を決定してもなお定員に達しない場合は、次の各号の者から特定の回の聴講を希望する申出があれば、定員の範囲内において聴講生とすることができるものとする。ただし、(2)については、基礎課程のみとする。

- (1) 過去において彩の国環境大学を修了した者
- (2) 18歳未満の中学生又は高校生
- (3) 埼玉県環境アドバイザーに登録している者
- (4) 身近な環境観察局に登録している者

## (修了)

第7条 知事は、所定の単位の10分の7以上を受講した受講生(以下「修了者」という)に対し、修了証書を授与する。ただし、実践課程の受講生については、レポート提出を要する。

### **(学長)**

第8条 大学に学長、副学長を置く。

- 2 学長は、知事とする。
- 3 副学長は、環境科学国際センター総長とする。

### **(学長等の職務)**

第9条 学長は、大学を代表する。

- 2 副学長は、学長を補佐するとともに、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

### **(事務局)**

第10条 大学の事務局は、環境科学国際センターに置く。

### **(その他)**

第11条 この要綱で定めるもののほか、大学の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年7月 1日から施行する。